

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務省主計局次長真砂靖君、文部科学省科学技術・学術政策局長森口泰孝君、研究振興局長徳永保君及び研究開発局長藤田博君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。福田峰之君。

○福田(峰)委員 自由民主党の福田峰之です。よろしくお願ひいたします。

世界を見渡しますと、中国初めインド、ロシア、ブラジル、いわゆるBRICSと呼ばれる諸国などの成長により、競争が激化をしています。天然資源に乏しく、人口減少が伴う少子高齢化社会の日本が、持続的かつ安定的な経済成長を続け、社会福祉大国になるためには、競争力の強化と生産性向上の源泉である科学技術を一層発展させ、その成果を絶えざるイノベーションにつなげていくことが不可欠です。

研究開発力は、科学技術振興の基盤をなすもので、その意味で、イノベーションを生み出し、経済成長の原動力となっています。その継続的な強化こそが日本にとって最重要の課題であります。私は、この激動の時代において、日本が他国におけることをとらぬよう、早急に研究開発力を加速させることが必要であると考えています。まず、今回の法案提出の背景となりました諸外国の状況に関する認識、及びその認識を踏まえた

本法案の提出の理由をお聞かせいたきたいと思います。

○岡田(広)参議院議員 福田委員の御質問にお答えいたします。

福田委員御指摘になりました中国を中心とするいわゆるBRICS諸国の台頭などによって、世界的な競争環境の激化に対応して、科学技術によるイノベーション創出、研究開発システム改革への取り組みを強化することが世界的に大きな流れとなっております。

御質問の世界の情勢であります。米国においては、昨年八月に、超党派による議論の後、国立科学財團などの研究開発機関の大規模な予算増額等を掲げる競争力法が成立をいたしました。中

国におきましては、昨年十二月に、海外人材の呼び戻し、ハイリスク研究の促進などを内容とする

科学技術進歩法の抜本的な改正が行われました。

さらに、イギリスにおきましては、高等教育から

科学技術振興、イノベーション創出までを一貫し

て担当するイノベーション・大学・技能省を創設するなど、世界的に、科学技術によるイノベー

ション創出の強化、研究開発システム改革の動きが加速しているところであります。

我が国においても、これらの世界の動き

におくれることなく、我が国の研究開発力の向上

を制約するさまざまな要因を取り除いて、研究開

果的に研究開発を推進することを可能とする必要

があることから、今回、本法案を策定することと

いたものであります。

以上です。

○福田(峰)委員 科学技術を振興し、これをイノベーションの創出につなげていくためには、科学技術を担っている大学、研究開発法人及び民間が

有する研究開発力を最大限に生かすことが不可欠

である。そのためには、それぞれのセクターにおいてその力を最大限に發揮できるような環境整備を促進することが重要だと思います。

特に、国の研究開発の中核を担う研究開発法人

や大学においては、それぞれが有する研究開発力を最大限効率的に活用し、より多くのすぐれた成果を創出しなくてはいけません。そのためには、研究資金や研究人材を機動的、弾力的に投入できる体制あるいは制度の整備こそが不可欠だと思

ます。

一方で、厳しい財政状況を背景に、これら研究機関に対しても、他の独立行政法人と横並びで人件費や運営費交付金の削減措置がとられています。これにより、優秀な研究人材の確保や機動的、弾力的な研究資金の投入といった、研究開発の特性に即した対応が困難になつてゐるのではないかなど思ひます。

私は、このような状況を改善して、これら研究機関においてすぐれた研究人材の確保や人材の流動化促進、国として進めるべき研究課題への柔軟

で機動的な予算措置などが重要だと考えていま

す。本法案ではどのような措置が実際によられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○林(芳)参議院議員 お答えいたします。

今委員がお話しになられましたように、研究開

発力の強化のための基礎となる研究者の人件費の確保とか、国の中重要なミッションへの研究費の柔軟かつ弾力的な対応、こういうものが不可欠になる、こういうふうに思つております。諸外国でも、先ほど岡田委員長からお話をありましたよう

に、この制度を競い合つてゐる、こういう状況でござります。

そういう状況でございますので、本法案でも、まず三十二条で、研究開発法人や大学等への柔軟

かつ弾力的な資源の確保を図るということで、そ

こへ行く予算のことをうたつた上で、さらに、今

御指摘がありました人件費についても、三十三条

で、行革推進法の五十三条の一項の規定の運用に当たりまして、卓越した研究者の確保や研究人材

の流动化促進のための入件費を確実に確保し、研究開発法人の研究開発能力の強化等を図ることができるように配慮するということを規定したところ

でございます。

○渡海国務大臣 今、日本が置かれています状況、また世界に比して日本の研究開発力をこれか

らどうしていくか、いろいろと委員からお話をあつたとおりであろうというふうに思います。答弁もございました。

そういう状況の中で、やはり日本の持てる力を最大限發揮していく、これに尽きると思つんです

さらに、従来研究公務員の人事交流の促進を内容としていた研究交流促進法を本法案の中に取り込むということをやりまして、研究開発法人の人材活用等に関する方針の策定の義務づけを行つております。こうしたことによりまして、研究公務員だけではなくて、今委員が御指摘ありましたように、研究開発法人や大学を含めた全体の研究者の人事交流の促進を図るということにしております。

これらの措置によりまして、国の資金による研究開発等の中核的位置を占める研究開発法人や大学の研究開発力の強化を図つてまいりたい、こういうふうに思つております。

○福田(峰)委員 國際的な競争が激化する中で、これに打ちかつたために科学技術を國力の源泉として位置づけ、その強化に積極的に取り組んでいます。

○福岡(峰)委員 國際的な競争が激化する中で、これに引き続き科学技術創造立国として世界ナンバーワンの地位を築いて、維持して、そしてさらに発展させていくためにも、私はこの法案は重要な法案であると思っております。

本法案が、日本が引き続き科学技術創造立国として世界ナンバーワンの地位を築いて、維持して、そしてさらに発展させていくためにも、私はこの法案は重要な法案であると思っております。

ね。よく言われます選択と集中、それから総合力を發揮する、こういったこともございますし、私がいつも申し上げているのは、強い部分をより強くしていくといったような政策も必要であろうと思います。

今回の法律によつてこのことがより強化された、そういうふうに認識をいたしております、我が省は約六割を所管いたしておりますから、科

学技術創造立国に向けて全力でこれからも努力をしていきたい。

取りまとめて当たつて御努力をされた委員の先生方に對して心より感謝を申し上げたいというふうに思つております。

○福田(峰)委員 今大臣の決意もお伺いしましたが、ぜひしつかりやつていただきたいなと思ひます。最後に、これは、財政措置を初め、振興策が国民に当然理解をされていかなくてはいけない。とかく難しい説明ばかりに終始をされてしまいますが、具体的にどんなことに使えるのかとか、国民にイメージができるよう伝えしていくということが非常に大切だと思うんですね。

本法案が成立をした際には、研究開発機関、大学等はこうした点を念頭に置いて、ぜひ国民に対する、イメージでできるような説明みたいなものをしっかりと果たしていただきたいということをお願い申し上げまして、終わらせていただきたいと思います。

○佐藤委員長 以上で福田峰之君の質疑は終りました。

次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党的富田でございます。きょうは、提案者の先生方にわざわざ参議院からお越しいただきました、ありがとうございます。先ほど林先生の方から三十一條について御説明いただきましめたけれども、この法案では二十八条に「科学技術の振興に必要な資源の柔軟か

つ彈力的な配分等」という規定と、「二十九条に「会計の制度の適切な活用等」という規定が置かれています。研究開発について、ここに必要だといふところに研究開発費をどんと投入する、そういうことがこれまでなかなか日本の行政では行われませんでした。そういう意味で、こういう規定を置いてそこに星を一個打つんだという趣旨だと思いますが、両規定の目指すところ、この立法趣旨をまず教えていただきたいと思います。

○林(芳)参議院議員 お答えいたします。今富田委員が御指摘になりましたように、めり張りをきかせて集中的にやつていくというのは専門家の間でもかねてから御指摘があつたところでございまして、まさにそういう趣旨を二十八条で規定しておるところでございます。

具体的には、第一項におきまして、我が国の研究開発能力の強化を図るために、国が内外の動向、例えば、先ほど来ありますように昨年の米国における競争力法の制定や中国の状況などなど、ここで、研究開発によつて生まれ出された技術が例えば具体的にどんなことに使えるのかとか、国民にイメージができるよう伝えしていくということがになつてゐるか、こういうことを踏まえて、資源の配分を柔軟かつ弾力的に行なうべきだということを明示的に規定したところでございます。

また、第二項におきましては、いわゆる国家基幹技術などの経済社会の存立の基盤をなす科学技術への安定的な資源の配分への配慮というものを、規定しております。

また、第三項におきましては、主に短期的で機動的な資源投入に適して競争的環境を促進する、こういう性格を持つております公募型の研究開発と、それ以外の研究開発、例えば長期で安定的な資源投入に適した研究開発法人に対する運営費交付金などと、それぞれ役割があるわけでございますが、こういう役割の違いを踏まえた、それぞれの調和のとれた資源配分等による研究開発能力の強化等を規定して、今委員から御指摘のあつたような、めり張りのきいた機動的なことをやつてい

こうということを二十八条全体として規定しておるところでございます。

また、二十九条、単年度予算の弊害というの

が、研究資金の使い勝手を向上させ、国の資金にせんでした。そういう意味で、こういう規定を置いてそこに星を一個打つんだという趣旨だと思います。

これが、

これもずっとと言つて、これまで推進してきたところです。そこには、両規定の目指すところ、この立法趣旨をまず教えていただきたいと思います。

○林(芳)参議院議員 お答えいたします。今富田委員が御指摘になりましたように、めり張りをきかせて集中的にやつしていくというのは専門家の間でもかねてから御指摘があつたところでございまして、まさにそういう趣旨を二十八条で規定しておるところでございます。

具体的には、第一項におきまして、我が国の研究開発能力の強化を図るために、国が内外の動向、例えば、先ほど来ありますように昨年の米国における競争力法の制定や中国の状況などなど、ここで、研究開発によつて生まれ出された技術が例えば具体的にどんなことに使えるのかとか、国民にイメージができるよう伝えしていくということがになつてゐるか、こういうことを踏まえて、資源の配分を柔軟かつ弾力的に行なうべきだということを明示的に規定したところでございます。

また、第二項におきましては、いわゆる国家基幹技術などの経済社会の存立の基盤をなす科学技術への安定的な資源の配分への配慮というものを、規定しております。

また、第三項におきましては、主に短期的で機動的な資源投入に適して競争的環境を促進する、こんなふうにこの細胞を移動させるか、また知的所有権等の問題についてどうふうに考えるか、こういったことをより具体的にオール・ジャパンの体制を組むために策定していただきたい。現在は、その案に従つて研究が行われていると御理解をいただければいいと思います。

○富田委員 きょうは、財務省の方から真砂主計局次長に来ていただいています。先週は教育振興基本計画でなかなか意見が合わなかつた。このオール・ジャパンで研究支援というところについては、財務省としてもかなり積極的に取り組んでいただいているというふうに伺つています。

○渡海国務大臣 十一月の終わりだったか十二月の初めだったか、記憶が少し飛んでおりますが、山中先生来られまして、同じ話を私は聞きました。これまでと違つてかなり機動的に、この山中先生の言葉を受けて、オール・ジャパンでやつていいんだという体制をつくつたんだと思うんです。が、この総合戦略、またその後の総合戦略の具体化についてといふ大臣の決定ですが、どういった背景、またどういった経過でこういうふうになつたんでしようか。

○富田委員 きょうは、財務省の方から真砂主計局次長に来ていただいています。先週は教育振興基本計画でなかなか意見が合わなかつた。このオール・ジャパンで研究支援というところについては、財務省としてもかなり積極的に取り組んでいただいているというふうに伺つています。毎日フォーラムという雑誌を見ましたら、きよもいらつしやつていてます徳永さん、研究振興局

長が、昨年の暮れに財務省と交渉したら、これまでも例のない、十五億円を二十億に査定で上乗せしてくれた、すばらしいことだと。ぜひ財務省はこういうふうに何にでもやつていただけるといいんですが、残念ながら、それぞれの査定でかなり厳しい。

こういうふうに、研究開発力強化法ができる、これだ、というものが出てきたときには、やはり積極的に財務省の方としても支援していただきたい。こういうふうに、研究開発力強化法というのは、iPSのよう、もう絶対いいものだ、というものが出てくるその前段階。これもなかなかいいんじゃないかな、ここにどんと資金を投入して日本の科学技術の発展のために力を入れていくんだ、というところを、やはり、文科省だけじゃなくて財務省としても積極的に支援していくべきだと思うんですが、そのあたりについてははどのようにお考えですか。

○真砂政府参考人 先生からお説めの言葉をいただきました、ありがとうございます。

二十年度予算では、渡海大臣からの強い御要請もございまして、iPSを含む再生医療の実現化プロジェクトというのは、前年度の倍増の二十億円を計上したところございまして、私どもも、こうした重点的な投資というのは心がけていかないかぬというふうに思つております。先生御指摘の、まさに今後研究をオール・ジャンでやつしていくということでございます。我々も、科学技術予算、限られてはございますが、めり張りづけをしつかりして、研究体制あるいは知的財産の戦略の整備というのも重要だ、というふうに考えております。総合科学技術会議あるいは文科大臣のリーダーシップのもとで、私どもも議論にはぜひ参加させていただきたい、このように考えておるところでございます。

○富田委員 これで終わりますが、真砂次長からなかなか積極的な答弁が出ました。研究開発力強化法だけじゃなくて、教育振興基本計画についてもぜひ同じような発言がいただけるように、今後も私も頑張つていただきたいと思いますので。

どうもありがとうございました。
○佐藤委員長 以上で富田茂之君の質疑は終了いたしました。

次に、山口壯君。

○山口(壯)委員 民主党的な山口壯です。

この研究開発力強化法案、これについて、私は

先日、GXロケットについて大臣伺いました。

今回、この研究開発をどう強化するかということ

との関連で、法案を見てみれば、JAXAのこと

もしつかり書いていますし、そういう意味で、ど

ういうふうにGXロケットを位置づけるかということがまず最初にあると思うんです。

前回もお聞きしましたけれども、十八年の十二月二十六日の総合科学技術会議有識者議員という形で、「GXロケットに関する戦略重点科学技術の位置付けについて」という中で、GXロケットについては、「これを戦略重点科学技術の施策の一つに位置付ける」ということがまず一つあります。

それから、さらに、十九年の一月十二日には、文部科学省と経済産業省、この二つで、「GXロケットの位置付け」として、「GXロケットについて、我が国の宇宙輸送系における「中型ロケット」として明確に位置づけ、政府として着実にその開発を支援する。」こういうふうに書いています。

大臣、この方針にまず変わりはないでしようか。

○渡海国務大臣 基本的な方針に変わりはありません。

ただ、いわゆる民間側から、今回、今ままのこれまでの役割分担では、このまま進めていくことが難しい、だから、民主導と言つていたものを、官の役割というものをふやしていただきたい、こういう要請があつたことで、現在、その場合に、このプロジェクトが本来の目的、そういうものになつていただけれども、これは、二〇〇八年一月十日の日経新聞とかあるいはまた別の記事にも、GXが国主導で開発へとか、あるいは開発は国が主導へとか、大臣が今言つておられるニュアンスと、いうのが当時の雰囲気と少し変わつてゐるようにも私は感じられるんですけども、国が最初主導で、あるいは、官民と言ひながら、こういうロケットとか宇宙開発というものに対する態度は民が主

うことになつておるわけありますから、そのことを今御議論いただいていると御理解をいただきたいと思います。

委員の質問にお答えするとするならば、これ

は、そのことについては変わつてないという前提で、今議論が行われていると承知をいたしております。

○山口(壯)委員 大臣から、変わつてないとい

うことがありました。

ただ、最初の答弁で、基本的にはそうなんだけれども、ただという、この辺のニュアンスがとても気になるんです。

その中で、先週の金曜日に読売新聞が記事を出しました、「GXロケット中止へ」と。非常に衝撃的なわけです。大臣はその後、車寄せのところです。

しようか、記者会見をされて、私は、正式な記者会見のようにもちよつと思えないと承知であります。

そのように思つたけれども、この場でもう一度、

きちっと、この記事について、どこまで正確で、あるいは全くそのよつた事実ということはないのか、お答えいただけますか。

○渡海国務大臣 中止が決定したという事実はございません。また、たしか、この質問通告、私は、これは政府委員が答えることになつていてから細かくはちよつと見ていないんですけど、中止を報告する予定だつたことが延期をされたというような記事が載つていたやに聞いておりますけれども、そういう事実もございません。

○山口(壯)委員 それからあと、最初大臣が民主導でやることになつていただけれども、これもありましたけれども、これは、二〇〇八年一月十日の日経新聞とかあるいはまた別の記事にも、GXが国主導で開発へとか、あるいは開発は国が主

導で、ということは、最初からそもそもリスクが大き過ぎると思うんです。

HⅡAに関してはすべて国がやつてきただ、そこ

に三菱重工が大きくかかわつてゐるということはあっても、それは国が主導でやつてきただ、それですね。今回、官民ということでやつていて、途中で国がすつと引くようなことがあります

ば、もうこれから官民共同ということは、だれもやつてこないんじゃないのかと。特に、日本の研

究開発というのは国よりも企業の方がたくさん頑張つてゐるという現状がありますから、そういう

力を活用しようと思つたら、官民共同でやつたの

に最後に国がはしごを外したという前例は絶対につくるべきじゃないと思うんです。大臣、いかがですか。

○渡海国務大臣 はしごを外したということになりました。山口議員の議論にも多少無理があると私は思つたんですね。官民共同であることには変わりがな

い。しかし、役割分担としてどういうふうにしてやつっていくかというのは、これまで何度も何度も話し合ひがされて取り決めがされた。その前提条件が

変わつてきたわけでありますから、それはどっちに責任があるとかそういうことではなくて、今

後、国がこの研究にかかわつていく中で、今までのやり方で、しかも、その後の延長線上でやれる

かどうかということは、これは今後新たな税の投

入とということをやつしていくわけでありますから、ちゃんとそれは説明責任があると思うんですよ、

国には。私はそう考えますよ。

そのことを前提に、要するに、この意味づけと

いうものが、当初、質問の冒頭で聞かれました

ね、要するに、この意味は変わつてないですね

と。その意味をちゃんと実現し得るのかどうか。

中型で、しかも、HⅡのこれはバックアップです

から。エンジンのシステムとしては、バックアップ

とということは、このシステムでやれるというこ

とが今わかりつつあるわけですから、それはいい

と思うんですね。ただ、現実に、いわゆる中型の

が日本の研究開発力の強化に大きな障害になつてゐるという問題意識を持つてこの法案をつくらせていただきました。

具体的には、法案の第三十二条で研究開発法人及び大学等への柔軟かつ弾力的な資源の確保を図ることと、いうことがまず決まっておりまして、その後に、法案の第三十三条におきまして、いわゆる行政改革推進法第五十三条第一項の規定の運用に当たつては、卓越した研究者の確保や研究人材の流动化促進のための人事費を確実に確保し、研究開発法人の研究開発能力の強化等を図ることができるように配慮することと、いうふうに明記をさせていただいております。

御存じのように、行革推進法五十三条といま

すのは、十八年度以降の五年間で、平成十七年度の水準から五%に相当する額を減少させることを基本とする。これが日本の研究開発力強化のための人材確保に大きな障害になつていたわけあります。これに対しまして、その運用に当たつてはきちっと人件費を確保するという規定を盛り込みます。これに對しまして、その運用に當たつては抜本的に取り組んでいきたいということで、財務省の大変寛大な御理解と御支援も得ながら、この条項を盛り込ませていただきたいということをございます。

○石井(郁)委員 大変丁寧に御答弁いただきました。その点では、政府からも本当にそれをやるんだなどというような確認の答弁もいただきたいところですけれども、時間もありますので次に進みたいというふうに思ひます。最後に、ちょっと政府にもそれを含めて御答弁いただければと思います。

ボスドクなどの若手研究者の就職難というのはとにかく深刻であります。やはり、民間企業が博士課程の修了者やボスドクを採用する気配がないというところも大きな問題になつてゐるわけですね。

毎日コミュニケーションズがアンケート調査を行つてゐるんですけれども、民間企業の研究開発

職の学位別の採用実績という結果を見ますと、博士、ボストドクターにとつては厳しい就職環境だということになつていてます。学部卒ですと、毎年必ず採用実績がある、ほは毎年採用実績があると云ふことです。

いう方は今三九・六%なんですが、大学院、これは修士課程で二二・六%ですが、それに対して大学院の博士課程は二・九%なんですね。ボスドクになるとわずか〇・二%です。

ボスドクなど若手研究者の就職難の原因というものは、こうして見ますと、短期雇用の研究者をふやしたところに根本的な原因がありますし、やはり問題は、だれがどこからそういう要求を出してきたのかということを見ないわけにはいかないわ

けです。

例えば、バイオ産業の業界団体である日本バイオ産業人会議というのが、一九九九年にバイオ産業技術戦略という提言を発表しております。そこによると、バイオテクノロジー産業の市場規模を二〇一〇年には二十五兆円規模にするというふうにして、そのためには研究人材が少な過ぎ

ます。これに對しまして、そのためには研究人材が少な過ぎます。これに対しまして、その運用に當たつてはきちっと人件費を確保するという規定を盛り込みます。これに對しまして、その運用に當たつては抜本的に取り組んでいきたいということで、財務省の大変寛大な御理解と御支援も得ながら、この条項を盛り込ませていただきたいということをございます。

○石井(郁)委員 大変丁寧に御答弁いただきま

す。

○森口政府参考人 今御指摘のございました、優秀な若手研究者を養成して、その人材が活躍できる環境を整備する、これは非常に重要なと文部科学省としても考えてございます。その一方で、先ほど御指摘もございましたように、ボストドクター等につきまして、任期終了後のキャリアパスが不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いただいた

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

ター等につきまして、任期終了後のキャリアパス

が不透明である、そういうことでござりますの

が、行政改革の重要な方針であるとか、あるいは行

革推進法で言われているところだというふうに思

います。

○佐藤委員長 以上で石井郁子さんの質疑は終了しました。

○日森文尋君。

○日森委員 社民党的日森でございます。

ちよつと、行革関係は先ほど御答弁いたしました

ほど御指摘もございましたように、ボストドク

なつてはいるというふうにおつしやいました。むしろ後退させてきたような面もあるのではないかと。いうことで、すから、もう一度、この行革の基本方針との整合性というのを、一体どういう意味でおつしやつたのか、むしろこれを越えてやつていいかないと、実際に研究開発の向上というのを望めないのでないのではないかという思いがあるので、改めてお聞きをしたいと思います。

○鈴木(寛) 参議院議員 お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、やはり日本は、特にこの十年間、研究開発人材への投資が、残念ながら、微増ではございますが、ほとんど伸びていなかつた。一方、中国とかは、二倍とか、そのような勢いで充実をしていくわけでありまます。欧米においても、それにまさに迫る。これは先ほど委員長からの提案説明にもございました。アメリカも、大統領競争力イニシアチブで、NSFというところが相当な予算拡充を行つております。そういう中で、研究開発力の強化のためにはまさに人材が必要だ、これが今回の法律をつくつたまさに目的でございます。

行革方針に照らして、こういうことでございますけれども、研究開発の分野とて、きちつと効率的、効果的に、重点的に資源の配分とかそういうことをやるということはもちろん当然であります。そのことを否定しているわけではないわけであります。御指摘をいたしました人件費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、あえて法案第三十三条というものを盛り込ませていたのは、先生の御指摘をいたいたことを踏まえまして、特に卓越した研究者の確保とか研究人材の流動化というものが今相当な問題が起きていたいるということを、私どもも、例えばノーベル化学賞をとられた理化学研究所の野依先生などからも直接伺いました。これは大変だということとで、この行革法の運用に当たつては、研究開発法人の研究開発能力の強化ということをきちつとでいるよう配慮すべきだという規定を盛り込ませていただきたいところでございます。

○日森委員 もう一点。第八条で、「政府は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならぬ。」というふうに規定をしているわけですが、「財政上又は金融上の措置」というのは具体的にどういふ内容を想定していらっしゃるのか。例えば、伸び悩んでいるような科学技術関係の予算について、思い切って上積みをするとかいうことも含めて、いろいろな範囲があるんでしょうか。それとも想定されているのか、お聞きをしたいと思います。

○鈴木(寛) 参議院議員 お答えを申し上げます。私ども立法者の意図といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、欧米各国あるいはB R I C s 諸国に比べて、ここへの特に公的分野の取り組みがこの十年間極めておくれてきた、そういう中で、特にライフサイエンスあるいは宇宙、こうした分野が相当、B R I C s 諸国に比べても、大丈夫なのか、そういう危機感のもとでこの法律をつくらせていただいております。

この国会での御審議を踏まえて、ぜひ政府においては予算の確保、拡充に努めていただきたい、そういう思いでございます。

○日森委員 それはぜひ私どもも応援していくたいと思います。

終わります。どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、これを許します。石井郁子さん。

○石井(郁)委員 日本共産党を代表して、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案に反対の討論を行います。

本法案では研究開発システムの改革を行うことされていますが、大学など公的研究機関の研究能力を事実上大企業の国際競争力強化に奉仕させるものと言わざるを得ません。

公務員の任期づき採用や国の委託研究の成果の無償譲渡など、研究交流促進法の諸制度を引き継ぐとともに、国等の知的基盤の民間への開放などを定めています。これらは、国の研究機関における研究活動とその成果の公共的性格を弱め、全体の奉仕者たる研究公務員を一部の大企業の奉仕者へと変質させかねないものです。

また、本法案は研究開発の基盤強化を大きな柱としていますが、予算配分の重点化と競争の強制によって深刻な予算不足に陥っている公的研究機関の現状を改善する方策は示されず、逆に、さらなる重点化と効率化、競争の促進で、研究環境を一層ゆがめ、悪化させると言わざるを得ません。

社会問題化している若手研究者の就職難も、是正されるどころか、より深刻化させるおそれがあります。

研究開発成果の実用化について、それを阻害する要因解消のための規制の見直しについても、大企業に使い勝手のよいものにするだけのものにならかねません。

このように、法案が我が国の研究開発の發展につながるものではないことを指摘し、反対討論とします。

○佐藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより採決に入ります。

参議院提出、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案について採決いたします。

○佐藤委員長 起立多數。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○佐藤委員長 「賛成者起立」

○佐藤委員長 起立多數。よつて、本案は原案に
対し、鈴木淳司君外二名から、自由民主党、民主
党・無所属クラブ及び公明党的三派共同提案によ
る附帯決議を付すべしとの動議が提出されており
ます。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木淳司
君。

○鈴木(淳)委員 それでは、提出者を代表いたし
まして、私から本動議について御説明申し上げま
す。

なお、案文を朗読して説明にかえさせていただ
きます。

研究開発システムの改革の推進等による
研究開発能力の強化及び研究開発等の効
率的推進等に関する法律案に対する附帯
決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項につい
て特段の配慮をすべきである。

一 國際的な頭脳獲得競争の中で、我が國の研
究開発力の強化を図るために、その基礎と
なる優れた研究人材の養成・確保が不可欠で
あり、研究人材に係る適切な人件費の確保、
若手・女性・外国人研究者のための研究環境
整備に努めること。

また、技術士等の人材の有する技能及び知
識の有効な活用及び継承が非常に有効である
ことを踏まえ、その積極的な活用・推進に努
めること。

二 研究開発法人における外部資金の積極的な
受入れを促進する観点から、毎年度の運営費
交付金の算定に際して、研究開発法人におけ
る自己収入増大に向けた経営努力を積極的に
評価し、更に促すよう適切な対応を図ること。

をいう。以下同じ。)である研究者等(以下「若年研究者等」という。)の能力の活用が研究開発能力の強化に極めて重要であることにかんがみ、国資金(国から研究開発法人に提供された資金その他の国からの資金に由来する資金を含む。以下同じ。)により行われる研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用を図るとともに、研究開発法人、大学等及び事業者による若年研究者等の能力の活用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び事業者は、その研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用を図るよう努めるものとする。(卓越した研究者等の確保)

第十三条 国は、アジア地域その他の地域の経済の発展等により、卓越した研究者等の確保の重要性が著しく増大していることからかんがみ、海外の地域からの卓越した研究者等の円滑な招へいを不当に阻害する要因の解消その他の卓越した研究者等の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び事業者は、海外の地域における卓越した研究者等の待遇等を勘案し、必要に応じて、卓越した研究者等の給与について他の職員の給与水準に比較して必要な優遇措置を講ずること等により、卓越した研究者等の確保に努めるものとする。(外国人の研究公務員への任用)

第十四条 国家公務員法第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者(同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。以下「任命権者」という。)は、外国人を研究公務員(第二条第十一項第二号に規定する者を除く。)に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。

一 試験研究機関等の長である職員
二 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を整理する職の職員その他これ

に準ずる職員として政令で定めるもの。

三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

に限りでない。

事院規則の定めるところにより、研究公務員の採用について任期を定めることができる。ただし、第十四条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究

公務員(第二条第十一項第一号及び第三号に規定する者(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第五条第一項に規定する任命権者並びに任期付研究員俸給表適用職員及び同号に規定する者のうち一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を除く。)に限る。第十六条において同じ。)に任用する場合において、当該外国人を任用するため特に必要であるときには、任期を定めることができる。

第三節 人事交流の促進等

(人事交流の促進)

第十五条 国は、研究開発等に係る人事交流の促進により、研究者等の研究開発能力の強化等を図るため、研究開発法人と国立大学法人等との間の人事交流の促進その他の研究開発等に係る人事交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、必要に

応じて、その研究者等が事業者と共にその研究開発の成果の実用化を行うための休暇制度を導入すること、その研究者等が研究開発法人と国立大学法人等との間で転職をしている場合における退職金の算定の基礎となる在職期間についてそれぞの法人における在職期間を通算すること、その研究者等に退職金の金額に相当する金額を分割してあらかじめ毎年又は毎月給付することその他の研究開発等に係る人事交流の促進のための措置を検討し、その結果に基づき、その研究者等に退職金の金額に相当する必要な措置を講ずること等により、その研究開発等に係る人事交流の促進に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(研究集会への参加)

第十八条 研究公務員が、科学技術に関する研究集会への参加(その準備行為その他の研究集会に連する事務への参加を含む。)を申し出たときは、任命権者は、その参加が、研究に関する国と国以外の者との間の交流及び特定独立行政法人と特定独立行政法人以外の者との間の交流の促進に資するものであり、かつ、当該研究公務員の職務に密接な関連があると認められ

る場合には、当該研究公務員の所属する試験研究機関等の研究業務の運営に支障がない限り、その参加を承認することができる。

第四節 國際交流の促進等

(国際的に卓越した研究開発等の拠点の整備、充実等)

研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例

第十七条 研究公務員が、国及び特定独立行政法人以外の者が国(当該研究公務員が特定独立行政法人の職員である場合にあっては、当該特定独立行政法人。以下この条において同じ。)と共に同様に任用する場合において、当該外国人を任用するため特に必要であるときには、任期を定めることとする。

2 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(国際的な交流を促進するに当たっての配慮)

第十八条 国は、國の資金により行われる研究開発等に係る国際的な交流を促進するに当たっては、條約その他の国際約束を誠実に履行すべき義務並びに国際的な平和及び安全の維持並びに我が国の国際競争力の維持について配慮しなければならない。

2 前項の規定は、研究公務員が國以外の者から國家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(研究集会への参加)

第二十一条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行った研究(基盤技術研究円滑化法(昭和六十一年法律第六十五号)第四条に規定する基盤技術に関する試験研究を除く。)の成果に係る国有の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行ふときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができ

きる。(国との委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い)

第二十二条 国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関(第三号において「外国法人

の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い)

第二十三条 国は、その委託に係る研究であつて本邦法人と外国法人、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関(第三号において「外国法人

の委託に係る研究公務員の任期を定めた採用)

第十六条 任命権者は、国家公務員法に基づく人

等」という。)とが共同して行うものの成果について、産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九条第一項に定めるところによるほか、次に掲げる取扱いをすることができる。

一 当該成果に係る特許権若しくは実用新案登録又は特許を受ける権利若しくは実用新案登録

を受ける権利のうち政令で定めるものについて、政令で定めるところにより、その一部のみを受託者から譲り受けること。

二 当該成果に係る特許権又は実用新案登録のうち政令で定めるものが国と国外の者であつて政令で定めるものとの共有に係る場合において、当該国外の者のその特許発明又は登録実用新案の実施について、国の持分に係る対価を受けず、又は時価よりも低い対価を受けること。

三 当該成果に係る国有の特許権又は実用新案登録のうち政令で定めるものについて、当該特許に係る発明又は実用新案登録に係る考案をした者が所属する本邦法人又は外国法人等その他の政令で定める者に対し、通常実施権の許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めること。

(国の行う国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄)

第二十三条 国は、外国若しくは外国の公共的団

体又は国際機関と共同して行う研究のうち政令で定めるものについて、これらの者その他の政令で定める者(以下この条において「外国等」という。)に対し、次に掲げる国の損害賠償の請求権を放棄することができる。

一 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により生じた国有の施設、設備、機械器具及び資材の滅失又は損傷に関する請求権

に対する国の損害賠償の請求権

二 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第一条第一項又は

防衛省の職員の給与等に関する法律第一条に

規定する職員につき生じた公務上の災害に關し、國が國家公務員災害補償法第十条、第十二条から第十三条まで、第十五条及び第十八条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。)に基づき補償を行つたことにより国家

公務員災害補償法第六条第一項の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。)に基づき

取得した外国等に対する損害賠償の請求権

第五節 研究開発法人における人材活用等に関する方針等

第二十四条 研究開発法人は、内閣総理大臣の定める基準に即して、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針(以下この条において「人材活用等に関する方針」という。)を作成しなければならない。

2 人材活用等に関する方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

二 卓越した研究者等の確保に関する事項

三 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項

四 その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項

3 研究開発法人は、人材活用等に関する方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 研究開発法人は、人材活用等に関する方針に基づき、その人材の活用等に関する研究開発等の推進のための基盤の強化を図るものとする。

5 国立大学法人等は、研究者等の自主性の尊重

その他の大学等における研究の特性に配慮しつつ、必要に応じて、前各項の規定による研究開

のための基盤の強化に準じ、その人材の活用等に係る研究開発等の推進のための基盤の強化を図るよう努めるものとする。

(競争の促進)

(第三章 競争の促進等)

第二十五条 国は、研究開発等に係る競争の促進を図るため、国の資金により行われる研究開発における公募型研究開発(国の資金により行われる研究開発であつて公募によるものをいう。以下同じ。)の更なる活用その他の研究開発機関相互間及び研究者等相互間の公正な競争の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の場合において、我が国の経済社会の存立の基盤をなす科学技術については、長期的な観点からその育成及び水準の向上を図ることともに、科学技術の振興に必要な資源の安定的な配分を行うよう配慮しなければならない。

3 国は、第一項の場合において、公募型研究開発とそれ以外の国の資金により行われる研究開発のそれぞれの役割を踏まえ、これらについて調和のとれた科学技術の振興に必要な資源の配分を行うこと等により、これらが互いに補完して、研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率的推進が図られるよう配慮しなければならない。

2 (会計の制度の適切な活用等)

第二十六条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る資金について、可能な限り、統一的な使用の基準の整備

第二十七条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、可能な限り、これを独立行政法人に移管するものとする。

2 (公募型研究開発に係る業務の移管等)

第二十九条 国は、研究開発法人及び国立大学法人等は、国の資金により行われる研究開発等の効率的推進を図るため、国の資金により行われる研究開発等において、研究開発等に係る経費を翌年度に繰り越して使用することその他の会計の制度の適切な活用を図るとともに、その経理事務の合理化を図るよう努めるものとする。

(国の資金の不正な使用の防止)

第三十条 国は、研究開発等に係る国の資金の不正な使用の防止が国の資金により行われる研究開発等の効率的推進に極めて重要であることにかんがみ、その防止のための体制の強化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 (事業者の資金の不正な使用の防止)

第二十九条 国は、研究開発法人及び大学等の研究開発等に係る事業者の資金の不正な使用の防止

第三十一条 国は、研究開発法人及び大学等の事業者との連携を通じた研究開発能力の強化並びにこれらの経営努力の促進等を図るため、事業者と共同して又はその委託を受けて行う研究開

發等に係る事業者から提供される資金その他の

第一節 科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等)

第二節 研究開発能力の強化等

第三節 事業者の資金の受入れの促進等)

第二十八条 国は、研究開発能力の強化を図るた

事業者等からの資金(國の資金であるものを除く。以下この条において単に「事業者等からの資金」という。)により行われる研究開発等が國の資金により行われる研究開発等とあいまつてこれらの研究開発能力の強化に資するものとなるよう配慮しつつ、これらによる事業者等からの資金の受入れ及び事業者等からの資金により行われる研究開発等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び大学等は、その研究開発等について、事業者等からの資金により行われる研究開発等が國の資金により行われる研究開発等とあいまつてその研究開発能力の強化に資するものとする。研究開発法人及び大学等は、その研究開発等について、事業者等からの資金により行われる研究開発等等とあいまつてその研究開発能力の強化に資するものとする。

第三十二条 国は、研究開発法人が研究開発能力の強化及び国との資金により行われる研究開発等の効率的推進並びにイノベーションの創出のための極めて重要な基盤となつていていること、研究開発法人における卓越した研究者等の確保が著しく重要になつていてこと等にかんがみ、研究開発法人について、その運営の効率化を図りつつ、柔軟かつ弾力的に科学技術の振興に必要な資源の確保を図るとともに、その自律性、柔軟性及び競争性の更なる向上並びに國の資金により行われる研究開発等の推進におけるその能力の積極的な活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、大学等が研究開発能力の強化及び國の資金により行われる研究開発等の効率的推進並びにイノベーションの創出のための極めて重要な基盤となつていてこと、大学等における卓越した研究者等の確保が著しく重要なこと等にかんがみ、大学等について、柔軟かつ弾力的に科学技術の振興に必要な資源の確保を図るとともに、國の資金により行われる研究開発等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

発等の推進におけるその能力の積極的な活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

研究開発施設等及び知的基盤のうち研究者等の利用に供するものについて、研究者等が当該研究開発施設等及び知的基盤を利用するために必要な情報の提供その他の当該研究開発施設等及び知的基盤を広く研究者等の利用に供するためには必要な施策を講ずるものとする。

一 当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に關する國以外の者との交流の一層の促進を図ることが當該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。

二 当該国の機関を中核として、その周辺に当該国の機関が行う当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行つ國以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。

因の解消に必要な施策を講ずるものとする。

(国の資金により行われる研究開発に係る収入

及び設備その他の物品の有効な活用)

第三十九条 国は、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図る等のため、国の資金により行われる研究開発に係る収入及び設備その他の物品の取扱いについて、これらが、当該研究開発の成果の実用化及び更なる研究開発の推進に有效地に活用されるよう配慮するものとする。

(特許制度の国際的な調和の実現等)

第四十条 国は、特許制度の国際的な調和が研究開発の成果の適切な保護を図るために極めて重要であることにかんがみ、特許制度の国際的な調和の実現を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、事業者が研究開発の成果に係る知的財産権を行使して、正当な利益を確保することが、その研究開発能力の強化に極めて重要であることにかんがみ、国際的な連携に配慮しつつ、知的財産権を侵害する事犯の取締りを行うことその他の方法により知的財産権が安定的に保護されるための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 研究開発法人、大学等及び事業者は、その研究開発等の効率的推進を図るため、その研究開発において特許に関する情報の活用に努めるものとする。

(研究開発の成果の国外流出の防止)
第四十一条 国は、研究開発の成果の適切な保護を図るため、国の資金により行われる研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び事業者は、その研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる国外流出の防止に努めるものとする。
(国際標準への適切な対応)

第四十二条 国は、研究開発の成果に係る国際的な標準(以下この条において「国際標準」という。)への適切な対応が研究開発の成果の実用化を行う。

及びこれによるイノベーションの創出に極めて重要であることにかんがみ、国際標準に関する国際機関及び知識の普及、国際標準に関する国際機関への参画その他の国際標準への適切な対応に必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人、大学等及び事業者は、必要に応じて、国際標準に関する専門的知識を有する人材を確保し及び育成すること、その研究開発の成果に係る仕様等を国際標準とすること、その研究開発等の推進において国際標準を積極的に活用することその他の国際標準への適切な対応に努めるものとする。

(国の受託研究の成果に係る特許権等の譲与)

第四十六条 国は、国以外の者から委託を受けて行つた研究の成果に係る国有の特許権又は実用新案権の一部を、政令で定めるところにより、当該國以外の者に譲与することができる。

第六章 研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究等
第四十七条 国は、研究開発システムの改革に関する内外の動向、多様な分野の研究開発の国際的な水準、研究開発等に係る費用と便益の比較その他の方針による異なる分野の研究開発等の重要性の比較、国の資金により行われる研究開発等のイノベーションの創出への影響並びに新しい規則性を有し又は著しく創造的な分野を対象とする研究開発であつてその成果の実用化により極めて重要なイノベーションの創出をもたらす可能性のあるもの及び社会科学又は経営管理方法への自然科学の応用に関する研究開発の推進の在り方について、調査研究を行い、その結果を研究開発システム及び国の資金により行われる研究開発等の推進の在り方に反映させるものとする。

(研究交流促進法の廃止)
第二条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七条)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の研究交流促進法(以下「旧法」という。)(第六条を除く。以下この条において同じ。)又は旧法に基づく命令の規定によりした处分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律に基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第四十八条 主務大臣(独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下この条において同じ。)は、同法第一条第一項に規定する個別法に基づき、主務大臣が研究開発法人に対する必要な措置をとることを求めることができるときのほか、研究開発等に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要な措置を講ずる場合において、国民の生命、身体若しくは財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、研究開発法人に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

2 研究開発法人は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。
(研究開発等を支援するための事業の振興)
第四十五条 国は、研究開発等を支援するための事業を行う者が研究開発等の効率的推進に極めて重要な役割を果たすものであることにかんがみ、当該事業の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発法人に対する主務大臣の要求)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定はこの法律の公布の日又は独立行政法人気象研究所法(平成二十年法律第号)の公布の日のいづれか遅い日から施行する。附則第八条の規定はこの法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行つた独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第号)の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

2 研究開発法人は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。

(附則)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定はこの法律の公布の日又は独立行政法人気象研究所法(平成二十年法律第号)の公布の日のいづれか遅い日から施行する。附則第八条の規定はこの法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行つた独立行政法人に関する法律(平成二十年法律第号)の公布の日のいづれか遅い日から施行する。

2 研究開発法人は、主務大臣から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。

(研究交流促進法の廃止)

第二条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七条)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による廃止前の研究交流促進法(以下「旧法」という。)(第六条を除く。以下この条において同じ。)又は旧法に基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律に基づく命令の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法第六条第一項に規定する共同研究等に從事するため国家公務員法第七十九条又は自衛隊法第四十三条の規定により休職にされた旧法第三項に規定する研究公務員については、旧法第六条の規定は、なおその効力を有する。

第五条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際に効力を有するものは、第三十七条第一項の規定によりされた公示とみなす。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後三年以内に、更なる研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進の観点からの研究開発システムの在り方にに関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、研究開発システムの改革に関する内外の動向の変化等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人気象研究所法の一部改正)

第七条 独立行政法人気象研究所法の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第十三条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表中第三十二号を第三十三号とし、第三十号の次に次の二号を加える。

三十二 独立行政法人気象研究所

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第八条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十九条の次に次の二条を加える。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第十九条の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等

の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第二号)の一部を次のように改正する。

二十 独立行政法人国際農林水産業研究センター
二十一 独立行政法人森林総合研究所
二十二 独立行政法人水産総合研究所
二十三 独立行政法人産業技術総合研究所
二十四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

二十五 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
二十六 独立行政法人土木研究所
二十七 独立行政法人建築研究所
二十八 独立行政法人交通安全環境研究所
二十九 独立行政法人海上技術安全研究所
三十 独立行政法人港湾空港技術研究所
三十一 独立行政法人電子航法研究所
三十二 独立行政法人国立環境研究所

別表(第二条関係)

一 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

二 独立行政法人情報通信研究機構

三 独立行政法人酒類総合研究所

四 独立行政法人国立科学博物館

五 独立行政法人人物質・材料研究機構

六 独立行政法人防災科学技術研究所

七 独立行政法人放射線医学総合研究所

八 独立行政法人人科學技術振興機構

九 独立行政法人日本学術振興会

十 独立行政法人理化学研究所

十一 独立行政法人放電線医学総合研究所

十二 独立行政法人人科學技術振興機構

十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構

十四 独立行政法人国際健康・栄養研究所

十五 独立行政法人宇宙航空研究開発機構

十六 独立行政法人海洋研究開発機構

十七 独立行政法人医薬基盤研究所

十八 独立行政法人農業生物資源研究所

十九 独立行政法人農業環境技術研究所

理由

国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する法律(平成二十年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年六月十日印刷

平成二十年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K